

電波法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 電波法施行令の一部改正

(本則関係)

- 一 内閣府が測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的として開設する人工衛星の無線局等を電波利用料の納付を要しない無線局として定めること。
- 二 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料に関する規定を削ること。

第二 施行期日

(附則関係)

この政令は、公布の日から施行すること。